

7 御監第 38 号  
令和 7 年 12 月 2 日

様

御代田町監査委員 井田 理恵

同 萩原 謙一

### 住民監査請求について（通知）

令和 7 年 11 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下します。

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものです。

そして、住民監査請求が適法となるためには、問題とされる財務会計上の行為が地方公共団体に対して財産的な損害を与えるものであることが必要とされています。

#### 2 本件請求の審査

請求人は対象となる行為を「令和 7 年度御代田町消防団 PR 動画作成業務委託（以下「本件業務委託」という。）」とし、その支出負担行為決議書を添付していることからも、本件請求の対象とする財務会計上の行為は本件業務委託の契約と解されます。しかし、本件請求は、本件業務委託の先行行為である非財務会計行為について主張するのみで、財務会計上の行為である本件業務委託の契約について違法又は不当性を主張するものではありません。

また、請求人の主張からは本件業務委託の契約によって町に財務上の損害が発生しているとは認められません。

#### 3 審査の結果

以上のことから、本件請求は財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張するものではなく、町に財産的な損害を発生させるものとも認められないことから、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。